

以下のとおりとする。

【特定遺贈の場合】(遺言執行時に相続財産管理人の選任申立が必要になります)

1. 第1条の不動産は、私の知人●●●●●に遺贈する。
2. 第2条の金融資産は、前記知人●●●●●に2分の1、特定非営利活動法人●●●●●に2分の1の割合で遺贈する。
3. 第3条のその他財産は、前記知人●●●●●に遺贈する。
4. 第4条の債務および費用は、前記知人●●●●●に負担させる。

【知人へ包括遺贈＋寄付負担付の場合】(事前に知人の承諾を得てください)

1. 私の全財産および全債務を、私の知人●●●●●に包括して遺贈する。前記知人●●●●●は、本遺言の財産の取得に伴う負担として、以下の事項を履行しなければならない。

<負担事項>

- (1) 一般社団法人●●●●●に金●●●●●万円を寄付すること。
- (2) 本遺言の執行に関する費用および私の葬儀等の費用を支払うこと。

【法人へ包括遺贈の場合】(事前に法人の承諾を得てください)

1. 私の全財産および全債務を、一般社団法人●●●●●に包括して遺贈する。前記一般社団法人●●●●●は、本遺言の財産の取得に伴う負担として、以下の事項を履行しなければならない。

<負担事項>

(1) 本遺言の執行に関する費用および私の葬儀等の費用を支払うこと。

<付言事項>

(付言事項文例集をご参考に必要に応じて記載してください)

(日付) ●●●●年●●月●●日

(氏名) ●● ●●



<遺言書文例ご利用上の注意点>

- ・この遺言書文例は、利用者の方が遺言書を作成する際の参考資料としてお示しするものであり、遺言書文例に署名されましても、自筆証書遺言としての効力はありません。
- ・実際に遺言書を作成される際には、専門家にご相談されることを推奨いたします。
- ・当協会は、この遺言書文例の正確性、完全性、合目的性、有用性、他人の権利の非侵害性等につき、いかなる保証も行いません。

(文例I、2017.05)